

定教第27号議案

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和6年11月20日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務を平準化するため、就学支援金の認定期間を踏まえ、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について見直しを行うなど、県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

## 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「差額を」の次に「、県立高校の通信制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料を」を加える。

第4条第2項の表中「9月まで」を「6月まで」に、「2分の1」を「4分の1」に、「10月から」を「7月から」に、「同」を「年額の4分の3に相当する額」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表

## ○県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年3月31日教育委員会規則第7号）

新	旧																		
<p>第1条・第1条の2（略） （入学検定料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校入学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立中等教育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を要しない。ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課程に係る入学検定料の額との差額を、<u>県立高校の通信制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料を</u>、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合にあつては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならない。</p> <p>第3条（略） （授業料の納付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">納付額</th> <th style="text-align: center;">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から<u>6月まで</u>）</td> <td>年額の<u>4分の1</u>に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（<u>7月から</u>翌年3月まで）</td> <td><u>年額の4分の3に相当する額</u></td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第5条～第12条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から <u>6月まで</u> ）	年額の <u>4分の1</u> に相当する額	9月12日	第2期（ <u>7月から</u> 翌年3月まで）	<u>年額の4分の3に相当する額</u>	12月12日	<p>第1条・第1条の2（略） （入学検定料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校入学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立中等教育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を要しない。ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課程に係る入学検定料の額との差額を、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合にあつては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならない。</p> <p>第3条（略） （授業料の納付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">納付額</th> <th style="text-align: center;">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から<u>9月まで</u>）</td> <td>年額の<u>2分の1</u>に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（<u>10月から</u>翌年3月まで）</td> <td><u>同</u></td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第5条～第12条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から <u>9月まで</u> ）	年額の <u>2分の1</u> に相当する額	9月12日	第2期（ <u>10月から</u> 翌年3月まで）	<u>同</u>	12月12日
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から <u>6月まで</u> ）	年額の <u>4分の1</u> に相当する額	9月12日																	
第2期（ <u>7月から</u> 翌年3月まで）	<u>年額の4分の3に相当する額</u>	12月12日																	
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から <u>9月まで</u> ）	年額の <u>2分の1</u> に相当する額	9月12日																	
第2期（ <u>10月から</u> 翌年3月まで）	<u>同</u>	12月12日																	

## 定教第 27 号議案関係

## 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

## 1 改正の趣旨

授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務を平準化するため、就学支援金の認定期間を踏まえ、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について見直しを行うなど、所要の改正を行う。

## 2 改正の必要性

## (1) 授業料を納付する期及び期ごとの納付額の改正（第 4 条第 2 項関係）

県立学校の授業料は、2 期に分けて納付することとされており、第 1 期は 4 月から 9 月までの 6 か月分を、第 2 期は 10 月から翌年 3 月までの 6 か月分を、それぞれ納付することとされている。

一方、国の就学支援金の認定を受けた場合は、授業料の納付を要しないこととなるが、就学支援金の認定期間は 7 月から翌年 6 月までとされており、授業料を納付する期の期間と異なることから、授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務が複雑になっている。

こうしたことから事務の平準化を図るため、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について、就学支援金の認定期間を踏まえた見直しを行う。

## (2) その他所要の改正（第 2 条第 3 項関係）

入学検定料に係る規定について、所要の改正を行う。

## 3 パブリック・コメント募集結果

令和 6 年 9 月 13 日から令和 6 年 10 月 12 日の期間でパブリック・コメントを募集したところ、1 件の意見提出があった。

提出された意見は授業料無償化を希望するものであり、改正案へ影響をもたらす意見の提出はなかった。

## 4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 5 今後のスケジュール

令和 6 年 11 月 29 日 県公報登載、同日施行

パブリック・コメント募集結果の公表

# 授業料の納付に係る規定の改正概要

- 授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務を平準化するため、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について、就学支援金の認定期間（7月～翌年6月）を踏まえた見直しを行う。  
（第4条第2項の表関係）

改正後			現 行		
期	納付額	納付期限	期	納付額	納付期限
第1期（4月から <u>6月</u> まで）	年額の <u>4分の1</u> に相当する額	9月12日	第1期（4月から <u>9月</u> まで）	年額の <u>2分の1</u> に相当する額	9月12日
第2期（ <u>7月</u> から翌年3月まで）	<u>年額の4分の3に相当する額</u>	12月12日	第2期（ <u>10月</u> から翌年3月まで）	<u>同</u>	12月12日

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日 程	就学支援金 新入生申請 (3か月分)		住民税額 決定	就学支援金 通常申請 (届出)	第1期 口座振替 (8/26)	再振替・ 納付期限 (9/12)		第2期 口座振替 (11/26)	再振替・ 納付期限 (12/12)			
【現 行】	授業料 第1期 (4～9月分、59,400円)					授業料 第2期 (10～3月分、59,400円)						
	就学支援金 新入生審査 (4～6月分)			就学支援金 全学年審査 (7～翌年6月分)								
【改正後】	授業料 第1期 (4～6月分、29,700円)			授業料 第2期 (7～3月分、89,100円)								
	就学支援金 新入生審査 (4～6月分)			就学支援金 全学年審査 (7～翌年6月分)								